

わけです。それはこれから徐々に御研究をされるのでは余りに急進過ぎるのではないかと懸念します。それでは出来ないかと思ひます。尙その点は政府の責任あるお言葉を伺うべくお求めしておきます。

では只今の法案に対する質疑はこの程度にしまして後日に譲ることになります。

○委員(伊藤修吉) 次に檢察廳法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず本案に対するところの政府委員の御説明をお願いいたします。

○政府委員(高橋一昭電) 檢察廳法の一部を改正する法律案の逐條説明をいたします。

先ず第十五條関係でございますが、檢察官の任免については、従來檢察廳法第十五條に基いてこれを行なつていたものであります。本年一月八日人事院規則一—三が施行され、國家公務員法第五十五條以下の國家公務員の任免に関する規定がその適用を見ることになりましたので、檢察官の任免についても國家公務員法の規定によることとなり、法務總長がこれを行うこととなつたのであります。併し認定官たる檢察總長、次長檢察事及び各檢察部長につきましては、檢察事務の主腦者たるその職責に鑑み、従來のごとく内閣がその任免を行うことが適当と認められ、又その手続の面よりいたしまして、認定官たる性質よりして認定について内閣の奏請を必要とする關係上、むしろ任免をも内閣がこれを行うことが適当と認められるので、この主旨に従つて本條第一項を改正したのであります。そうしてその他の檢察官につきま

しては、國家公務員法の原則に従つて法務總長がこれを任免するものとし、その結果第二項はこれを存置する必要があることとなるので、これを削除したのであります。

次に第十八條関係でございますが、政府におきましては、従來の高等試験に代るものとして司法試験法案を立案し、國會の御審議を受けることとなつておりますが、これに伴つて本條第二項第一号を改正する必要を生じたのであります。本案におきましては、本号に掲げる試験は司法修習生たる資格を得る試験と同一のものであることを明らかにすることを適当と認め、その主旨の改正をいたしたのであります。

第二項及び第四項中の「副檢察事務委員」につきましては、國家行政組織法及び法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴ひまして、その名称を改正する必要を生じたのであります。

第十九條関係につきましては、法務廳設置法の一部を改正する法律により、「法務廳」は「法務府」と改められることとなつたので、これに伴つて本條についても整理を加える必要を生じたので、第五号につきましては、現在一級官吏選考委員会というものは存在しませんので、本号の規定を置く必要がないので、これを削除したのであります。次に第二十三條関係でございますが、本條については三種の改正を行うこととしました。即ち、第一は、國家行政組織法、法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴ひ、「檢察官資格審査委員会」を「檢察官資格審査会」と、「法務廳」を「法務府」に改めたことであり

ます。第二は、第十五條の改正により、檢察總長、次長檢察事及び各檢察部長については内閣が、その他の檢察官については法務總長が、その任免を行うこととなり、また、罷免手続についても、認定官以外の檢察官については、檢察官資格審査会の議決を経て、法務總長が罷免するものとしたこととあります。

第三は、檢察官資格審査会に予備委員を置く旨の規定を加えたこととあります。予備委員については、先きに本條第五項に基き、檢察官資格審査委員会令、昭和二十三年政令第二九二号中にこれを規定したのであります。これは委員会に関する重要事項であり、且つ國會議員については、國會法第三十九條により、内閣總理大臣、その他の國務大臣、内閣官房長官、各省次官を兼ねる場合及び國會の議決に基いて内閣行政各部における各種の委員、顧問、參與その他これに準ずる職務に就く場合の外は、法律で定めた場合でなければ國會又は地方公共團體の公務員を兼ねることができないことになつてゐるので、これを法律により規定することを適当と認めたのであります。

而して、本案においては、予備委員は、各委員に對應して置かれ、その資格は對應する委員と同一の資格を要するものとし、國會議員たる予備委員は、委員の場合と同様に、それ／＼衆議院又は參議院において、これを選出するものとしたのであります。

第二十九條関係では、國家行政組織法によれば、行政機關の職員は法律でこれを定めることとなつてゐるので、これに従ひ檢察官の定員も法律でこれを定めることとしたのであります。

第三十條関係では、本條に規定する三級官吏の進退に関する権限の委任並びに檢察事務官、檢察技官の支部勤務命令については、國家公務員法第五十五條第二項の規定が優先する結果、何れもすてに不要となつたので、これを削除したのであります。

第三十二條の二は、檢察官は、刑事訴訟法により、唯一の公訴提起機關として規定せられております。従つて、檢察官の職務執行の公正なりや否やは、直接刑事裁判の結果に重大な影響を及ぼすものであります。このような職責の特殊性に鑑み、従來檢察官については、一般行政官と異り、裁判官に準ずる身分の保障及び待遇を與えられていたものであります。この檢察官の特殊性は、何ら異なることなく、従つてその任免については、尙一般の國家公務員とは、おのずからその取扱を異にするべきものであります。よつて、本條は、國家公務員法附則第十三條の規定に基き、檢察廳法中、檢察官の任免に関する規定を國家公務員法の特例を定めたものとしたのであります。

次に第三十七條関係でございますが、本條第二項は、檢察官の職務執行前、弁護士試験として一年六ヶ月以上の実務修習を終了した者は、第十八條及び第十九條の適用については、その考試を修了した時に司法修習生の修習を終えたものとみなされるのであります。が、檢察廳法施行の際弁護士試験であつて、未だ考試を経なかつた者は、その後考試を経た場合でも、右のようなる資格を認められなかつた。ところがかかる者の中には檢察官たることを志望している者もあり、裁判所法第四十一條

乃至第四十四條の適用については同法施行令第十條第二項で、これらの者を司法修習生の修習を終えたものとみなしておきますので、檢察官たる資格に關しても、これと同様の取扱をするにとしたのであります。第三項の追加は、外地弁護士に檢察官たる資格を附與する規定であります。裁判所標成法によれば、三年以上弁護士たる者は、檢察官の資格を有することとなつており、その結果これらの者については、檢察廳法第三十七條第一項の規定により、檢察官たる資格を得た時に、司法修習生の修習を終えたものとみなされるのであります。が、弁護士たる資格を有する者が三年以上外地弁護士をしていて、合、又は内地外地の弁護士在職を通じて三年以上なる場合にも、右同一の取扱をなすことが相当であり、又弁護士たる資格を有する者が、朝鮮弁護士令による弁護士試験として一年六ヶ月以上の実務修習を終了した場合は、内地の弁護士試験として一年六ヶ月以上の実務修習を終え、考試を経た場合と同一の取扱をするのを相当と認め、判事補の職権の特例等に関する法律第三條の規定になつて、第三項としてこの趣旨を規定することとしたのであります。

次に附則であります。第一項については、本案は、その大部分の規定が、國家行政組織法及び法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴ひ改正規定でありますので、これらの法律と同一の施行期日を一致することとしたのであります。第二項及び第三項は、本則による改正に伴ひ必要な経過規定を設けたものであります。以上を以ちまして簡單であります。